

インターネットの 誹謗中傷対策

誹謗中傷に対して何ができるのか

- 記事の削除請求
 - 検索結果の削除請求
- 投稿者の特定
- 刑事告訴・告発

削除請求

- サイト管理者に削除請求をする
 - Twitterは削除を拒んだ（川崎市）
 - 法務局は削除請求している
 - 民間事業者団体も削除請求している
- サーバー管理会社に削除請求する
- グーグルに検索結果の削除請求をする
 - 記事を消すと増やされる場合は、検索結果だけ削除する

請求に使う人格権

- 「誹謗中傷」とは何か？（和歌山県条例、群馬県条例には定義規定がない）
- 名誉権
 - 集団を表す言葉の場合、人格権侵害を主張しにくい
- プライバシー権
- 名誉感情（侮辱）
 - 集団を表す言葉でも成立する
- 平穏生活権

削除請求の方法

- 送信防止措置依頼書
 - 1 か月ほどかかる
 - 強制力がないため、無視された場合は裁判所の手続によるしかない
- メール・オンラインの削除依頼フォームによる方法
 - 1～2 週間（早いときは即日）
- 削除仮処分
 - 裁判所の判断で削除させる
 - 最短 10 日ほど
 - 誰かに原告（債権者）になってもらわないと申立てができない

投稿者の特定

- 被害者の誰かが民事訴訟を提起しないと開示されないため、自治体で制度に組み込むのは有効とは思わない。

刑事告訴・告発

- 警察が動いてくれるか次第
- 被害者の誰かが刑事告訴するか、自治体が告発するのか

誹謗中傷をなくす方法

- 有効な方法は発見されていない
- 広告ストップは、広告プロバイダがランダムに配信しているものの場合は難しい
- 川崎市が実施している、パトロールと削除請求については、ある程度の実効性がありそう。和歌山県条例でも、担当部署がパトロールすること。

自治体は何ができるか

- 相談窓口
- 削除請求（川崎市）
- 努力義務・協力義務・削除義務（和歌山県条例）
- 名前の公表
 - どうやって特定するのか？
 - 特定したことが前提なのか
- 専門家の紹介（群馬県条例）